

## 杉並区地域強靱化計画の策定に向けた取組について

近年、激甚化する大規模自然災害や首都直下地震の発生する可能性等が指摘されており、事前防災・減災等に資する区の強靱化の取組をより一層推進することが求められています。

そのため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）に基づく、杉並区地域強靱化計画（以下「地域計画」という。）の策定に向けて取り組むこととしたので、以下のとおり報告します。

### 1 地域計画の位置付け等

地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定め、強靱化に係る区の部門別計画等の指針になるものとして位置付ける。

### 2 策定方針

基本法等を踏まえ、国の国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、以下の4つを基本方針として定める。

- ・ 区民の生命の保護を最大限図ること。
- ・ 区政及び地域の重要な機能を維持すること。
- ・ 区民の財産及び公共施設の被害を最小化すること。
- ・ 災害発生後、迅速な復旧・復興を図ること。

### 3 計画期間

新たに策定する実行計画の期間に合わせ、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。ただし、国の国土強靱化対策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月 計画（案）策定  
区民等の意見提出手続の実施  
12月 計画策定